

令和 7 年第 1 回臨時会

河津町議会会議録

令和 7 年 1 月 20 日 開会

令和 7 年 1 月 20 日 閉会

河津町議会

令和7年河津町議会第1回臨時会会議録目次

第1号（1月20日）

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	1
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	4
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	10
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	21
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	26
○閉会の宣告	27
○署名議員	29
○議案等審議結果一覧	31

第 1 日

1 月 2 0 日（月曜日）

令和7年河津町議会第1回臨時会会議録

議事日程(第1号)

令和7年1月20日(月曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 1号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約について
- 日程第 7 議案第 5号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約について
- 日程第 8 議案第 6号 令和6年度河津町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第 9 議案第 7号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第 8号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第 9号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算(第2号)

出席議員(10名)

1番	正木誠司君	2番	北島正男君
3番	大川良樹君	4番	桑原猛君
5番	渡邊昌昭君	6番	遠藤嘉規君
7番	上村和正君	8番	渡邊弘君
9番	稲葉静君	10番	宮崎啓次君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	岸重宏君	副町長	木村吉弘君
教育長	鈴木弘光君	総務課長	川尻一仁君
企画調整課長	島崎和広君	町民生活課長	鈴木亜弥君
健康増進課長	土屋典子君	福祉介護課長	中村邦彦君
産業振興課長	稲葉吉一君	建設課長	臼井理治君
防災課長	堤康匡君	水道温泉課長	友田佳伸君
防災係長	土屋勉君	会計管理者	渡辺音哉君
教育委員会 事務局長		兼会計室長	

事務局職員出席者

事務局長 山本博雄

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（渡邊 弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員10名です。

定足数に達しております。

よって、本日の議会は成立しました。

◎開議の宣告

○議長（渡邊 弘君） これより令和7年第1回町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（渡邊 弘君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付の印刷物のとおりでございます。ご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡邊 弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長より指名します。

1番、正木誠司議員、2番、北島正男議員の両名を指名します。

◎会期の決定

○議長（渡邊 弘君） 日程第2、会期の決定を行います。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日限りとしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日限りと決定しました。

なお、説明のため、町長以下関係職員が出席しておりますことをご報告いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第3、議案第1号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第1号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第1号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

まず、提案理由でございます。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、月例給（給与表）、それから期末・勤勉手当の支給割合及び各種手当が変更になったことに伴い、条例の対応箇所を改正するものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

条例第 号。

河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、臨時会資料の1ページをお願いしたいと思います。

議案第1号関係の資料でございます。

2の改正内容といったところでございます。

第1条関係としまして、令和6年4月1日から適用のものでございます。

(1)給与表でございます。

国家公務員の俸給表に準じ、初任給の引上げ及び若年層に重点を置きつつ、全ての職員を対象に給料表を引き上げる改正でございます。

大卒初任給を2万3,800円、高卒初任給を2万3,600円引き上げるものでございます。

平均改定率でございますが、1級につきましては11.1%、2級については7.6%、全体としまして3.0%でございます。

次に、特別給（ボーナス）の関係でございます。

一般職にあつては、年間4.50月分を4.60月分ということで、0.1月分の引上げとなります。期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつを均等に配分することとなります。

12月期といったところでございますが、期末期のほうに、現在1.225月分の支給をしてございますので、それに0.05月分、それから勤勉手当のほうに、1.025月分のものに対し、0.05月分の支給を加え、年間として4.60月分にするものでございます。

次に、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員でございますが、こちらにあつては、年間2.35月分を2.40月分に、0.05月分の引上げとなります。期末手当及び勤勉手当に、0.025月分を均等に配分いたします。

12月期でございますが、これまで期末手当が、0.6875月分を支給してございますが、それに0.0250月分を加え、勤勉手当のほうでございますが、0.4875月分に0.0250月分を加え、年間として2.40月分にするものでございます。

次のページをお願いしたいと思います。

条例の2条関係でございます。こちらにあつては、令和7年4月から施行のものでございます。

まず、給料表でございますが、国家公務員の俸給表に準じ、職務や職責をより重視した給与体系を導入してございます。初号近辺の号給をカットして、各級の初号の額を引き上げ、号給を切り替えることで、若手・中堅優秀者の早期昇格時や民間人材等の採用時の給与を改

善するものでございます。

それから、(2)特別給（ボーナス）でございます。

職員にあっては、6月と12月に均等配分をするものでございます。

先ほど、12月のほうに加えてございましたが、それを均等にすることにより、年間を通し均等な支給をするものでございます。期末手当については、6月期、それから12月期とも1.250月分、勤勉手当にあっては、6月期、12月期とも1.050月分とし、年間4.60月分とするものです。

また、定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員にあっては、6月と12月に均等配分することとします。期末手当にあっては、6月、12月とも0.70月分、それから勤勉手当にあっては、0.50月分ということで、年間2.40月分となります。

(3)地域手当でございます。

これまで支給されていなかったが、区分が都道府県単位となったことに伴い、静岡県が4%となるため、新たに支給をするものでございます。激変緩和措置により、2年間の段階的な実施ということで、令和7年度にあっては2%の支給を行うものでございます。

(4)通勤手当でございます。

通勤手当の上限を15万円に引き上げ、新幹線通勤の要件を緩和してございます。

(5)扶養手当でございます。

配偶者に係る手当の廃止、それから、子に係る手当を1万3,000円に引き上げるものでございます。激変緩和措置により、2年間での段階実施となります。令和7年度は、配偶者に係る手当を3,000円、子に係る手当を1万1,500円にするものでございます。

(6)管理職員特別勤務手当でございます。

平日深夜勤務に対する手当の対象時間帯の拡大をするものでございます。

(7)定年前再任用短時間勤務職員・暫定再任用職員の手当でございます。

こちらにあっては、住居手当のほうを加えてございます。

次の3ページから30ページまでに、新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただけたらと思います。

それでは、議案のほうにお戻りいただきまして、先ほどのページから15枚ほどめくっていただいた、附則といった項目のほうをご覧いただきたいと思っております。

附則。

(施行期日等)

第1項 この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第4項から第10項までの規定は令和7年4月1日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の河津町職員の給与に関する条例（次条において「第1条改正後給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第3項 第1条改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の河津町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号給の切替え）についてを第4項に、それから、（切替日前の異動者の号給の調整）を第5項に、（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）を第6項に、次のページをお願いいたします。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）を第7項に、（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）を第8項に、（委任）を第9項に記してございます。それから、（河津町職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）を第10項に記してございます。

それから、下側でございますが、附則の別表を次に示してございます。

説明につきましては以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 給与の改正のほうは確認させていただきました。

そこで、ちょっと質問なんですけれども、配偶者手当が廃止というところなんですけれども、これは、どういうことで廃止が妥当だということになっているのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） 基本的には配偶者の方についても、国のほうとすると、労働力といたったことの中で、働いてもらいたいということが基本的にあるかというふうに思います。そういった中で、配偶者手当という、いろいろと仕事をするといった関係もございまして、そちらのほうの手当については、段階的に廃止していくといった形になります。

その分、子育てに対しての費用を上げさせていただきたいということで、今回の改正といった形になったというふうには聞いてございます。

○議長（渡邊 弘君） 4番、桑原猛議員。

○4番（桑原 猛君） 基本的には、共働きで子育てをしてもらいたいという動きの中で、こういうことになっていると思うので、また河津町のほうで、いろいろ子育てのほうの支援をやっていますが、こういうのに基づいて、共働き家庭の働きやすさというのをまたさらに研究していただいて、より生活しやすいような環境を整えてあげられるようお願いしたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様でございます。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第1号 河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第4、議案第2号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関

する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第2号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第2号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

一般職の職員の特別給（ボーナス）の改定に準じて、特別職の特別給の年間支給割合を職員と同様まで引き上げるためのものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例。

恐れ入ります、臨時会資料31ページをお願いしたいと思います。

2の改正内容といったことでございます。

第1条関係、これは令和6年4月1日からの適用とするものがございます。年間4.50月分から4.60月分に、0.10月分の引上げを行うものがございます。12月期に、これまでに2.25月分の支給を行っておりますので、0.10月分を加え、年間4.60月分にするものがございます。

第2条関係でございますが、こちらは令和7年4月1日から施行するものがございます。6月期と12月期に均等に配分ということで、6月期、それから12月期とも、期末手当を2.30月分にし、年間4.60月分にするものがございます。

それでは、議案のほうにお戻りいただきたいと思っております。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1

日から施行する。

第2項 第1条の規定による改正後の河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第3項 第1条の規定による改正前の河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第2号 河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第5、議案第3号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第3号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第3号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

提案理由でございます。

職員給与の改定の推移に鑑み、平成10年から改正されていない特別職の職員で非常勤の者の報酬額について改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

条例第 号。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年河津町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表監査委員（識見を有する者）の項中「10,000」を「11,000」に改め、同表監査委員（議員）の項中「7,900」を「8,900」に改め、同表教育委員会の委員の項、農業委員会の委員の項、農地利用最適化推進委員の項、選挙管理委員会の委員の項、固定資産評価審査委員会の委員の項、行政不服審査会の委員の項、専門委員の項、国民健康保険運営協議会の委員の項、社会教育委員の項、選挙管理委員会に臨時に補充された補充員の項及びその他この表において別に定めるものを除く委員の項中「5,100」を「6,500」に改め、同表幼稚園長の項、社会教育指導員の項及び地区体育推進委員の項を削り、同表中「3,000円」を「4,000円」に改める。

附則。

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

なお、臨時会資料の33、34ページに、新旧対照表を添付してございますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第3号 河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第6、議案第4号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第4号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約について。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第4号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約について説明をさせていただきます。

議案第4号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約について。

令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的、令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事。
- 2、契約金額、変更前6,347万円、変更後6,344万8,000円。
- 3、契約の相手方、静岡県賀茂郡河津町峰222番地、東海建設株式会社代表取締役、土屋順一。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

本駐車場整備工事でございますが、令和6年第2回定例会において議決をいただき、今回、変更請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

主な変更点でございますが、防止柵工において、現場精査の結果、施工延長の減といったものがございます。また、隣接地への侵入を防ぐため、フェンス設置の増加といったものもございます。それから、水替え工において、既存農業者水路の流量を確保しながら配水構造物工を施行する必要があったため、ポンプ運転期間の増といったものがございます。

次の3点目の大きなものでございますが、交通管理工についてといったことで、工事車両の出入りを隣接敷地から実施することで安全確保が容易となったため、交通誘導員の減といったものがございます。

なお、変更請負契約の仮契約は、12月25日に締結をいたしました。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第4号 令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第7、議案第5号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第5号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約について。

以下、詳細については、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 産業振興課長。

○産業振興課長（稲葉吉一君） それでは、議案第5号について説明させていただきます。

本案は、工事変更請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるものでございます。

議案でございます。

議案第5号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約について。

令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約を、下記のとおり締結したいので、議会の議決を求める。

記

1、契約の目的、令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事。

2、契約金額、変更前6,820万円、変更後6,846万4,000円

3、契約の相手方、静岡県賀茂郡河津町梨本473番地の1、株式会社大塩組代表取締役、大塩吉博

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

内容について説明をさせていただきます。

令和6年第2回定例会におきまして議決をいただきました令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事請負契約につきまして、変更契約を締結するために、議会の議決を求めるものでございます。

変更の主な理由につきましては、建物浄化槽の配置を変更したことによりまして、建物床と現状地盤の高低差が生じたため、コンクリート等の資材量の増によります建築工事費の増、既存トイレ解体、外構工事との調整及び新設舗装と現状地盤とのレベル調整によりますアスファルト舗装、縁石工等の外構工事費の減などがございます。

変更請負の仮契約でございますが、12月25日に締結をいたしました。

なお、議決事項にはございませんが、合併浄化槽の納入に時間を要したため、工期延長の契約を11月に締結し、工期を令和7年2月17日まで延長してございます。工事自体は1月に終了し、書類等のやり取りや完成検査を経て、3月上旬頃には利用開始できる予定でございます。

説明は以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第5号 令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約について
を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第8、議案第6号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第10号）
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第6号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度河津町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,037万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,842万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長。

○総務課長（川尻一仁君） それでは、議案第6号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第10号）を説明させていただきます。

提案理由でございます。

主な提案理由としまして、令和6年度の人事院勧告による条例改正に合わせ、給与等の補正、職員の異動や採用による職員給、各種手当も含めた補正となっております。

その他としまして、国から重点支援交付金（低所得世帯支援枠）に対応するため、システム改修等が必要となったため、予算として計上させてもらっております。

また、歳入面では、臨時財政対策債の借入枠の増額により、起債額の変更を行っております。

次のページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款、項、補正額の順に述べさせていただきます。

14款国庫支出金52万3,000円、2項国庫補助金、同額でございます。

18款繰入金1,593万円、2項基金繰入金、同額でございます。

19款繰越金2,330万5,000円、1項繰越金、同額でございます。

21款町債61万2,000円、1項町債、同額でございます。

歳入合計4,037万円。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1款議会費49万4,000円、1項議会費、同額でございます。

2款総務費1,596万1,000円、1項総務管理費875万7,000円、2項徴税費212万2,000円、3項戸籍住民基本台帳費505万7,000円、4項選挙費2万5,000円。

3款民生費596万5,000円、1項社会福祉費455万6,000円、2項児童福祉費140万9,000円。

4款衛生費157万2,000円、1項保健衛生費、同額でございます。

5款農林水産業費237万3,000円、1項農業費、同額でございます。

6款商工費89万3,000円、1項商工費、同額でございます。

7 款土木費207万8,000円、1 項土木管理費102万5,000円、2 項道路橋梁費105万3,000円。

9 款教育費1,103万4,000円、1 項教育総務費236万円、2 項小学校費188万7,000円、3 項中学校費103万9,000円、4 項幼稚園費369万1,000円、5 項社会教育費158万4,000円、6 項保健体育費47万3,000円。

次のページをお願いいたします。

歳出合計4,037万円。

次のページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

変更でございます。起債の目的、変更前の限度額、変更後の限度額を説明させていただきます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

起債の目的、臨時財政対策債、変更前770万円、変更後831万2,000円、借入限度額の変更により、借入限度額まで借入れを行うものでございます。

次の5 ページ、6 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括は省略をさせていただきます。

○議長（渡邊 弘君） 総務課長に申し上げます。

長くなるようでしたら着座にて、よろしくをお願いいたします。

○総務課長（川尻一仁君） ありがとうございます。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

事項別明細書、2、歳入でございます。款、項、目、補正額、主な事項について説明をさせていただきます。

14款国庫支出金 2 項国庫補助金 5 目総務費国庫補助金52万3,000円、社会保障・税番号制度個人番号カード交付事務費補助金 8 万円、物価高騰対応重点地方創生臨時交付金44万3,000円。

18款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金1,593万円、こちらについては、財政調整基金の繰入金でございます。補正の財源とするものでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金2,330万5,000円、こちらについては繰越金でございます。

21款町債 1 項町債 8 目臨時財政対策債61万2,000円、臨時財政対策債でございます。

次のページをお願いいたします。

3、歳出でございます。歳入と同様の説明とさせていただきます。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費49万4,000円、こちらについては、職員 2 名に対応する

ものでございます。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費843万円、町長、副町長を含む職員31名に対応するものでございます。

7 目企画費32万7,000円、こちらについては、会計年度任用職員 1 名分でございます。

計875万7,000円。

次のページをお願いいたします。

2 項徴税费 1 目税務総務費212万2,000円、職員 6 名、会計年度任用職員 1 名分でございます。

3 項戸籍住民基本台帳費 1 目戸籍住民基本台帳費505万7,000円、職員 4 名、会計年度任用職員 6 名分でございます。こちらにあっては、マイナンバーカードの交付事務、それから生活指導員の分という形でございます。マイナンバーカードにつきましては、財源として国庫の補助金が入るものでございます。

4 項選挙費 1 目選挙管理委員会費 2 万5,000円、選挙管理委員会の委員の改選により委員会の回数の増加に伴い、こちらのほうの追加をさせていただきました。

次のページをお願いいたします。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費231万6,000円、こちらの 1 節から 4 節まででございますが、こちらについては、職員 4 名、会計年度任用職員 2 名でございます。10 節需用費11万3,000円、12 節委託料33万円、こちらは、国からの重点支援交付金（低所得世帯枠）に対応するため、システム改修を先行導入させてもらうものでございます。

2 目老人福祉費80万8,000円、こちらは職員 4 名分でございます。

4 目国民年金費34万9,000円、職員 1 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

5 目国民健康保険費△20万5,000円、職員 1 名分でございます。こちらは、6 年度の人事異動により減となっております。

6 目介護保険費61万3,000円、介護保険特別会計人件費増により、繰り出しを行うものでございます。

7 目後期高齢者医療費67万5,000円、職員 1 名分、会計年度任用職員 1 名を 2 月から採用することに伴い、こちらについては増加をさせてもらっているものでございます。

計455万6,000円。

2 項児童福祉費 1 目児童福祉費140万9,000円、会計年度任用職員 4 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費157万2,000円、職員 5 名、会計年度任用職員 1 名分でございます。

5 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会費34万9,000円、職員 1 名分でございます。

2 目農業総務費168万3,000円、職員 4 名、会計年度任用職員 1 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

3 目農業振興費19万8,000円、会計年度任用職員 1 名分でございます。

4 目農業施設費14万3,000円、職員 1 名分でございます。

計237万3,000円。

6 款商工費 1 項商工費 1 目商工総務費89万3,000円、職員 3 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

7 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費102万5,000円、職員 4 名分でございます。

2 項道路橋梁費 2 目道路新設改良費105万3,000円、職員 4 名分でございます。

9 款教育費 1 項教育総務費 2 目事務局費134万8,000円、こちらは、教育長を含む職員 4 名、会計年度任用職員 1 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

3 目学校教育振興費24万5,000円、会計年度任用職員 1 名分でございます。

4 目学校管理費76万7,000円、会計年度任用職員 2 名分でございます。

計236万円。

2 項小学校費 1 目小学校管理費188万7,000円、会計年度任用職員 8 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

3 項中学校費 1 目中学校管理費103万9,000円、会計年度任用職員 5 名分でございます。

4 項幼稚園費 1 目幼稚園費369万1,000円、職員 7 名分、会計年度任用職員 9 名分でございます。

次のページをお願いいたします。

5 項社会教育費 1 目社会教育総務費95万1,000円、職員 3 名分でございます。

2 目文化財保護費63万3,000円、会計年度任用職員 2 名分でございます。

計158万4,000円。

6 項保健体育費 3 目学校給食費47万3,000円、会計年度任用職員 1 名分でございます。

説明は以上でございます。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第6号 令和6年度河津町一般会計補正予算（第10号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第9、議案第7号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第7号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）。
令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,479万5,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（中村邦彦君） それでは、議案第7号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

提案理由でございます。

令和6年の人事院勧告に伴います介護保険特別会計、職員分の給与改定に対応するものでございます。

次ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。款、項、補正額で説明させていただきます。単位は1,000円でございます。

3款国庫支出金8万円、2項国庫補助金、同額でございます。

5款県支出金4万円、2項県補助金、同額でございます。

6款繰入金61万3,000円、1項一般会計繰入金、同額でございます。

9款繰越金4万9,000円、1項繰越金、同額でございます。

歳入合計78万2,000円。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様の説明とさせていただきます。

1款総務費57万3,000円、1項総務管理費36万1,000円、3項介護認定審査会費21万2,000円。

4款地域支援事業費20万9,000円、3項包括的支援事業・任意事業費、同額でございます。

歳出合計78万2,000円でございます。

次ページの歳入歳出補正予算事項別明細書。

1、総括につきましては省略させていただきます。3ページ、4ページを飛びまして、5ページをお願いいたします。

事項別明細書、2、歳入でございます。款、項、目、補正額、説明とさせていただきます。

3 款国庫支出金 2 項国庫補助金 3 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 8 万円、その他地域支援事業の交付金でございます。

5 款県支出金 2 項県補助金 2 目地域支援事業交付金（その他の地域支援事業） 4 万円、その他地域支援事業の県の交付金でございます。

6 款繰入金 1 項一般会計繰入金 2 目その他一般会計繰入金 57 万 3,000 円、事務費等の繰入金でございます。

5 目地域支援事業繰入金（その他の地域支援事業） 4 万円、その他地域支援事業の繰入金でございます。

9 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金 4 万 9,000 円、繰越金でございます。

次ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳入同様とさせていただきます。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 36 万 1,000 円、会計年度任用職員 1 名分に対応するものでございます。

続いて、1 款総務費 3 項介護認定審査会費 2 目認定調査等費 21 万 2,000 円、認定調査員の会計年度任用職員に対応したものでございます。

4 款地域支援事業費 3 項包括的支援事業・任意事業費 1 目包括的・継続的ケアマネジメント事業費 8 万 9,000 円、包括支援センター職員に対応したものでございます。

説明は以上でございます。

すみません、補正額が間違っておりました。

補正額が 20 万 9,000 円でございます。包括支援センター職員 1 名分に対応するものでございます。

以上です。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第7号 令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第10、議案第8号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第8号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第8号の説明をさせていただきます。

議案第8号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条、令和6年度河津町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款水道事業費121万1,000円、第1項営業費用121万1,000円。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第3条、予算第8条第1号の職員給与費の額2,724万9,000円を2,835万円に改める。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与等の調整によるものでございます。

次ページの水道事業予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和6年度河津町水道事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出、支出でございます。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べさせていただきます。

1款水道事業費121万1,000円、1項営業費用、同額でございます。4目総係費、同額でございます。1節給料99万4,000円、6節法定福利費10万7,000円、9節退職給与費11万円、いずれも人事院勧告に伴う職員5名の給与等の補正でございます。

説明は以上となります。

○議長(渡邊 弘君) 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第8号 令和6年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(渡邊 弘君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡邊 弘君） 日程第11、議案第9号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（岸 重宏君） 議案第9号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

以下、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（渡邊 弘君） 水道温泉課長。

○水道温泉課長（友田佳伸君） 議案第9号の説明をさせていただきます。

議案第9号 令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）。

（総則）

第1条、令和6年度河津町温泉事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、予算第3条の収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、補正予定額の順で述べさせていただきます。

支出でございます。

第1款温泉事業費64万7,000円、第1項営業費用64万7,000円。

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第3条、予算第7条第1号の職員給与費の額2,136万9,000円を2,198万円に改める。

令和7年1月20日提出。

河津町長、岸重宏。

提案理由といたしましては、人事院勧告に基づく給与等の調整によるものでございます。

次ページの温泉事業予算実施計画の説明につきましては、省略させていただきます。

3ページをお願いいたします。

令和6年度河津町温泉事業会計予算明細書。

収益的収入及び支出、支出でございます。款、項、目、補正予定額、節、説明の順で述べ

させていただきます。

1 款温泉事業費64万7,000円、1 項営業費用、同額でございます。4 目総係費、同額でございます。1 節給料32万3,000円、6 節法定福利費28万8,000円、9 節退職給与費 3 万6,000 円、いずれも人事院勧告に伴う職員 3 名の給与等の補正でございます。

説明は以上となります。

○議長（渡邊 弘君） 説明が終わりました。

これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 質疑なき模様です。

以上で質疑を終了します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結します。

これより、議案第 9 号 令和 6 年度河津町温泉事業会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（渡邊 弘君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（渡邊 弘君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和 7 年第 1 回町議会臨時会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 03 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名をする。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和7年第1回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第 1 号	河津町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	7. 1. 20	原案可決
議案第 2 号	河津町特別職の職員で常勤の者の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 3 号	河津町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	〃	〃
議案第 4 号	令和6年度河津町子育て支援センター駐車場整備工事変更請負契約について	〃	〃
議案第 5 号	令和6年度七滝駐車場公衆トイレ整備工事変更請負契約について	〃	〃
議案第 6 号	令和6年度河津町一般会計補正予算(第10号)	〃	〃
議案第 7 号	令和6年度河津町介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
議案第 8 号	令和6年度河津町水道事業会計補正予算(第2号)	〃	〃
議案第 9 号	令和6年度河津町温泉事業会計補正予算(第2号)	〃	〃